

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 松谷 克  
(コード番号 8032 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 山崎純雄  
TEL 03-3270-1311

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、本年 6 月 29 日開催予定の第 144 回定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

<変更の理由>

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という。)」(平成 17 年法律第 87 号)並びに関係法令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 整備法の規定に基づき、会社法施行日に定款の定めがあるとみなされる事項について、次のとおり変更を行うものであります。  
会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の規定の新設(変更案第 4 条)  
株券を発行する旨の規定の新設(変更案第 7 条)  
株主名簿管理人を置く旨の変更(変更案第 12 条)
- (2) 単元未満株式について、その権利内容を明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 10 条)
- (3) 株主総会開示情報の増加に対応して、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定を新設するものであります。(変更案第 16 条)
- (4) 議決権の代理行使について、代理権を証明する方法、代理人の数等の事項を定めるものであります。(変更案第 18 条)
- (5) 取締役会を機動的に運営するために、取締役会の書面決議制度を新設するものであります。(変更案第 26 条第 2 項)
- (6) 会計監査人の章を新設するものであります。(変更案第 6 章、第 38 条、第 39 条、第 40 条)
- (7) その他、引用法令や一部表現の変更、語句の修正、条項の追加、削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別表のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

(別表) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
定 款 第 1 章 総 則	定 款 第 1 章 総 則
第 1 条 (商 号) 当社は日本紙パルプ商事株式会社と称し、 英文では JAPAN PULP AND PAPER COMPANY LIMITED と表示する。	第 1 条 (商 号) 当社は、 <u>日本紙パルプ商事株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>JAPAN PULP AND PAPER COMPANY</u> LIMITED と表示する。
第 2 条 (目 的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. 紙、パルプの売買および輸出入 2. 包装材料の売買および輸出入 3. 化成品、工業薬品、紙加工用機械、事務 用機器、建材の売買および輸出入 4. 前各号に関連する問屋業、仲立業、代理 業および加工業 5. 不動産の売買、貸借、管理および仲介 6. 土木、建築、電気、管工事、鋼構造物、 機械器具設置に関する設計、工事および 監理ならびに請負業務 7. 倉庫業および自動車運送取扱事業 8. 前各号に付帯関連する一切の業務	第 2 条 (目 的) 当社は、 <u>次の業務</u> を営むことを目的とする。 1~8(現行どおり)
第 3 条 (本店の所在地) 当社は本店を東京都中央区に置く。 (新 設)	第 3 条 (本店の所在地) 当社は、 <u>本店</u> を東京都中央区に置く。
第 4 条 (公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関を置く。</u> <u>1.取締役会</u> <u>2.監査役</u> <u>3.監査役会</u> <u>4.会計監査人</u>
第 5 条 (公告の方法) 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、 <u>日本経済新聞に掲載す る方法とする。</u>

<p>第2章 株 式</p> <p><u>第5条（発行する株式の総数）</u></p> <p>当社の発行する株式の総数は <u>3億株</u>とする。</p> <p><u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第6条（自己株式の取得）</u></p> <p>当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>第7条（1単元の株式数および単元未満株券の不発行）</u></p> <p>当社の <u>1単元の株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>1単元の株式に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第8条（単元未満株式の買増し）</u></p> <p>当社の単元未満株式を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p>第2章 株 式</p> <p><u>第6条（発行可能株式総数）</u></p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>295,603,000株</u>とする。</p> <p><u>第7条（株券の発行）</u></p> <p><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条（自己の株式の取得）</u></p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）</u></p> <p>当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p><u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>第10条（単元未満株式についての権利）</u></p> <p><u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></li> <li><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p><u>第11条（単元未満株式の売渡請求）</u></p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
--	--

<p><u>第 9 条（株券の種類）</u>  <u>当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 10 条（株式の取扱）</u>  <u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続ならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第 11 条（名義書換代理人）</u>  <u>当社は株式名義書換等の事務を行うため名義書換代理人を置くことができる。</u>  <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u>  <u>前項により名義書換代理人を選定した場合には、当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 12 条（基準日）</u>  <u>当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u>  <u>前項のほか必要ある場合には、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第 13 条（招 集）</u>  <u>定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。</u>  <u>株主総会は本店所在地に招集する。</u></p>	<p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p><u>第 12 条（株主名簿管理人）</u>  <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p><u>第 13 条（株式取扱規則）</u>  <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p>
---	--

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 14 条 (議 長)</u></p> <p><u>株主総会の議長は社長が当る。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>第 15 条 (決議方法)</u></p> <p>株主総会の決議は法令または<u>定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>商法第 343 条に定める<u>特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p><u>第 16 条 (議決権の代理行使)</u></p> <p><u>株主総会において、株主の議決権を行使する代理人は当会社の議決権を有する株主たることを要する。</u></p>	<p><u>第 14 条 (株主総会の招集権者および議長)</u></p> <p><u>定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要あるごとに、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p><u>第 15 条 (定時株主総会の基準日)</u></p> <p><u>当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>第 17 条 (株主総会の決議方法)</u></p> <p>株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p><u>第 18 条 (議決権の代理行使)</u></p> <p><u>株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
---	---

<p><u>第 17 条（議事録）</u> 株主総会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席取締役が記名捺印する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第 18 条（取締役の員数および選任）</u> 当社の取締役は 22 名以内とし、株主総会において選任する。 取締役の選任については総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p><u>第 19 条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、その選任の時ににおける他の取締役の残任期間とする。</p> <p><u>第 20 条（取締役会の権限）</u> 取締役会は特に法令または定款に定める事項のほか<u>会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</u></p> <p><u>第 21 条（役付取締役）</u> 取締役会はその決議により会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p><u>第 22 条（代表取締役）</u> 取締役会はその決議により会長、社長、副社長、専務取締役の中から代表取締役を選任する。代表取締役は、各自会社を代表する。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p><u>第 19 条（株主総会の議事録）</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第 20 条（取締役の員数および選任）</u> 当社の取締役は 22 名以内とし、株主総会の決議により選任する。</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>第 21 条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第 22 条（代表取締役）</u> 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>第 23 条（役付取締役）</u> 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
--	---

<p><u>第 23 条（取締役会の招集）</u></p> <p><u>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き会長が招集する。会長に欠員または事故あるときは社長、社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p><u>取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前に発する。ただし緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第 24 条（取締役会の議長）</u></p> <p><u>取締役会の議長は会長が当る。ただし会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>第 25 条（取締役会の決議方法）</u></p> <p><u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 26 条（取締役会の議事録）</u></p> <p><u>取締役会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第 24 条（取締役会の招集権者および議長）</u></p> <p><u>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会長が招集し議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>第 25 条（取締役会の招集通知）</u></p> <p><u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。</u></p> <p><u>ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 26 条（取締役会の決議方法）</u></p> <p><u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><u>第 27 条（取締役会の議事録）</u></p> <p><u>取締役会の議事においては、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名する。</u></p>
---	--



<p>(新 設)</p> <p><u>第 27 条 (報 酬)</u> 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p><u>第 28 条 (相談役)</u> 取締役会の決議により相談役を置くことができる。 第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 29 条 (監査役の員数および選任)</u> 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会において選任する。 監査役の選任については総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p><u>第 30 条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>第 31 条 (常勤の監査役および常任監査役)</u> 監査役は互選により、常勤の監査役を定め、必要により常任監査役を置くことができる。</p> <p><u>第 32 条 (監査役会の招集)</u> 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前に発する。 ただし緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>第 33 条 (監査役会の決議方法)</u> 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><u>第 28 条 (取締役会規程)</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>第 29 条 (取締役の報酬等)</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。 (削 除)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>第 30 条 (監査役の員数および選任)</u> 当社の監査役は 4 名以内とし、株主総会の決議により選任する。 2 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>第 31 条 (監査役の任期)</u> 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>第 32 条 (常勤の監査役および常任監査役)</u> 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定し、必要により常任監査役を置くことができる。</p> <p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。 ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p><u>第 34 条 (監査役会の決議方法)</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
---	--

<p><u>第 34 条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会の議事はその経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u>  （新 設）</p> <p><u>第 35 条（報 酬）</u>  <u>監査役の報酬は株主総会で定める。</u>  （新 設）  （新 設）  （新 設）  （新 設）</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第 36 条（決算期）</u>  <u>当会社の決算期は毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p><u>第 37 条（利益金の処分）</u>  <u>当会社の利益金は株主総会の議決により処分する。</u></p> <p><u>第 38 条（利益配当金）</u>  <u>利益配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p><u>第 35 条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会の議事においては、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名する。</u></p> <p><u>第 36 条（監査役会規程）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第 37 条（監査役の報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u>  第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 38 条（会計監査人の選任）</u>  <u>会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p><u>第 39 条（会計監査人の任期）</u>  <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第 40 条（会計監査人の報酬等）</u>  <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u>  第 7 章 計 算</p> <p><u>第 41 条（事業年度）</u>  <u>当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p><u>第 42 条（剰余金の配当）</u>  <u>当会社の剰余金は、株主総会の決議により配当する。</u></p> <p><u>第 43 条（剰余金の配当の基準日）</u>  <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>  2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
---	---

<p><u>第 39 条（中間配当）</u></p> <p>当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第 293 条の 5 の規定による金銭の分配（以下、中間配当という）</u>をすることができる。</p> <p><u>第 40 条（配当金の除斥期間）</u></p> <p><u>利益配当金および中間配当金は支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p><u>第 44 条（中間配当）</u></p> <p>当社は、<u>会社法第 454 条第 5 項の規定により取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p><u>第 45 条（配当金の除斥期間）</u></p> <p><u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
---	---

以上